平成２８年６月２８日付け文部科学省初等中等教育局教職員課からの事務連絡抜粋

９．現職教員の教員免許状保有状況の情報整備について［各都道府県、各指定都市、各中核市教育委員会向け］

教員免許状の更新手続については、これまで主に旧免許状所持者が対象となっておりましたが、平成３０年度頃から新免許状所持者による手続が増加します。新免許状所持者の更新手続時期の確認方法は、旧免許状所持者と異なるため、更新手続時期を確認・把握することが困難となることが想定されます。

こうしたことから、教員免許状保有状況の情報を整備し、更新手続時期の確認・把握を分かりやすくするため、現在、教員免許管理システム運営管理協議会（以下「協議会」という。）により教員免許管理システム（※）の改修が進められています。この改修によって、免許管理者等が個々の教員ごとの教員免許状保有状況等を正確に把握できるようになり、免許状更新手続の確実な実施のために必要な情報提供や指導等が可能となることが期待されています。当該改修を進めるとともに、将来にわたって教員免許管理システムに蓄積される免許状保有状況の正確性を保つためには、各都道府県で現職教員等の免許状所持状況について正確な調査を行う必要があります。

このため、都道府県教育委員会におかれては、同調査の実施に当たって、免許事務担当と学校管理、教員人事等の関係部署等との協力体制を構築するとともに、市区町村教育委員会等の関係機関とも十分な連携・協力を図るなど、同調査の確実な実施のための体制の整備について御配慮いただきますようお願いします。また、同調査の実施にあたり連携・協力等について依頼のあった関係部署及び関係機関におかれては、同調査の趣旨について御理解いただき、積極的な連携・協力をお願いいたします。

※ 教員免許管理システム：免許管理者である４７都道府県教育委員会が「教員免許管理システム運営管理協議会」を組織し、共同で運営。